

入札公告

下記工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び岩出市財務規則（平成18年岩出市規則第33号）第62条の規定に基づき公告する。

令和5年7月4日

岩出市長 中 芝 正 幸

1 入札に付する事項について

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工事年度 | 令和5年度 |
| (2) 工事番号 | 下水整 第11号 |
| (3) 工事名 | 岩出市公共下水道(1523-11)下水管布設工事 |
| (4) 工事場所 | 岩出市 岡田 地内 |
| (5) 工事概要 | 路線延長 L=286.70m
推進工 RSΦ300mm L=136.40m
推進工 RMΦ290mm L=129.90m
推進工 VPΦ200mm L=9.55m
推進工 VUΦ200mm (SPΦ300mm) L=1.50m
立坑工 4箇所
人孔築造工 4箇所 |
| (6) 完成期日 | 令和6年4月30日 |
| (7) 施工形態 | 単体企業 |
| (8) 予定価格（税込） | 181,534,100円 |
| (9) 最低制限価格の有無 | 有 |
| (10) 部分払いの有無 | 有（回数については岩出市財務規則による） |
| (11) 前払いの有無 | 有（割合については岩出市財務規則による） |
| (12) 中間前払いの有無 | 有（割合については岩出市財務規則による） |
| (13) 積算内訳書の要否 | 要（入札時に提出） |

2 入札の場所及び日時について

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| (1) 入札の場所 | 中央公民館 | 岩出市西野264番地 |
| (2) 入札の日時 | 令和5年7月27日 | 午前9時30分 |

3 入札参加申請等について

(1) 条件付一般競争入札参加申請書

- ア 提出期間 公告日から令和5年7月18日まで下記提出先に持参
午前8時45分から午後5時30分（ただし、閉庁日は除く。）

- イ 提出先 岩出市西野209番地
岩出市役所 総務部 財務課 管財係
電話番号 0736-67-6323（直通）

- ウ 提出書類 (ア) 岩出市条件付一般競争入札参加申請書
(イ) 岩出市条件付一般競争入札参加資格要件総括表
(ウ) その他総括表に記載の書類

(2) 入札参加資格確認通知書

入札参加資格の審査結果は後日、参加資格の有無にかかわらず、岩出市条件付一般競争入札資格確認通知書にて通知します。

4 仕様書の配付について

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 配付の場所 | 前項の入札参加申請書提出先と同じ |
| (2) 配付の期間 | 前項の入札参加申請書提出期間と同じ |

5 契約条項を示す場所及び期間に関する事項について

- (1) 契約条項を示す場所 入札参加申請書提出先と同じ
(2) 期間に関する事項 入札参加申請書提出期間と同じ

6 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 本市に入札参加資格申請書を提出し、かつ、登録されている者であること。
(2) 建設業法第15条に定める特定建設業の許可を土木一式工事業で受けている者であること。
(3) 令和5年4月1日時点で入札参加資格登録が2年以上継続しており、かつ引き続き現在も登録がある者で、建設業法第27条の29第1項に定める経営事項審査結果通知書における土木一式の総合評定値(P点)が次のとおりであること。

本社が岩出市内にある者	800点以上
営業所が岩出市内にある者	1,000点以上

※「本社が岩出市内にある者」とは、次のすべてを満たす者としてします。

- ①登記簿上の本店を、岩出市内に有し、かつ事実上の本拠を有すると認められる者であること。
②岩出市に入札参加資格申請書を提出し、かつ岩出市内に本店登録をしてから2年以上経過している者であること。
③岩出市に法人市民税の課税があり、滞納がない者であること。

※「営業所が岩出市内にある者」とは、次のすべてを満たす者としてします。

- ①岩出市内に事務所を有し、かつ本店等から委任を受けた者であること。
②岩出市に入札参加資格申請書を提出し、かつ岩出市内に営業所登録をしてから2年以上経過している者であること。
③岩出市に法人市民税の課税があり、滞納がない者であること。
(4) 平成25年4月1日以降で、元請として官公庁（一部事務組合、広域連合等を含む）発注の推進工法（公益社団法人日本下水道協会発刊図書において小口径推進工法に分類された工法とする。ただし、取付管推進を除く工法とする。）を含む下水道管渠等の工事が完成し、引き渡し完了した施工実績を有する者であること。
(5) 当該工事に監理（主任）技術者を配置できる者であること。
(6) 岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年岩出市告示第10号）に基づく指名停止及び和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
(7) 岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年岩出市告示第172号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(9) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続の申立がなされた者でないこと。
(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
(11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務のない者を除く。）
(12) その他発注仕様書に定める事項を遵守できる者であること。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項について

- (1) 入札保証金
免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、当該請負契約を締結するに当たり、次に掲げる保証のいずれか一の保証を付さなければならない。この場合の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等による保証

(ウ) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(エ) 債務の不履行により生じる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

8 議会の議決に関する事項について

本工事の契約締結については、岩出市議会の議決は不要です。

9 入札方法

- (1) 入札は、市指定の入札書に入札する事項を記入して、記名のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投函しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を提出し、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。
- (3) 入札金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (5) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札者は、仕様書に定める積算内訳書に所要事項を記載の上持参し、投函の際、入札執行者に提出しなければならない。

10 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札者が1人の場合においてその者がした入札
- (3) 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (4) 金額を訂正した入札書による入札
- (5) 金額の記入がない入札書による入札
- (6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (8) 入札者の記名、代理人が入札する場合の代理人の記名を欠いた入札書
- (9) 積算内訳書を提出しない者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 失格について

入札公告において示した入札条件に違反した入札

12 入札の中止について

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、入札を中止することがある。